

(様式 1)
審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	産業人材室	検索番号	3-1
法令名		障害者の雇用の促進等に関する法律		根拠条項	27
許認可等		障害者就業・生活支援センターの指定		(根拠規定)	

障害者の雇用の促進等に関する法律第27条

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であって、次条に規定する業務に関する基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(許認可等の基準)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定審査等に係る事務処理要領第5条

(指定の基準)

第5条 知事は、申請者が、以下に掲げる事項のいずれにも適合する場合に指定を行う。

- (1) 法第28条に規定する業務に必要な職員を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。
- (2) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。十分な自主財源を有する場合以外は、国からの「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)」の委託及び「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)」の補助金の支給を受けている、又は受ける見込みがあること。
- (3) センターが活動を行う地域に係る公共職業安定所、愛媛障害者職業センター、(社)愛媛高齢・障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健センターその他の関係機関との円滑な連携が可能と認められること。
- (4) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- (5) 基礎訓練の実施体制が適切であること。具体的には、基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等において基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- (6) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。具体的には、職業準備訓練及び職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制が確保されていること、職業準備訓練及び職場実習の協力事業所の確保の見通しがあること。
- (7) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- (8) 障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、次の要件を満たすこと。
 - ア 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10名以上であるか、又はこれに準じるものであること。
 - イ 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか、又はこれに準じるものであること。

(様式 1)
審査基準（申請に対する処分関係）

- (9) 地元自治体の積極的関与があること。
- (10) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、本事業以外のものを含めた当該法人の事業運営に関し、当該法人に係る主務官庁、所轄庁等からの改善命令等、特段の処分を受けていないこと、法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来たすとされる者でないことが考えられること。

(その他)